

第367号

令和2年

7月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
 横浜市戸塚区上倉田町449-2
 戸塚法人会館106号室
 TEL 045(881)8558
 FAX 045(861)3505
 発行責任者 小又貞子
 印刷所: タクノ印刷

第29回 定時社員総会の報告

第29回定時社員総会は、新型コロナウイルスの影響で書面決議とし、総会、第2部懇親会の開催を中止しました。議事は第1号議案、第2号議案がありましたが、ともに全社員から書面議決書により承認を受け、令和2年5月25日に滞りなく全議案が可決承認されたことをここにご報告いたします。議案の一部は2面に記載がございますのでご覧ください。

確定申告のご協力御礼・報告

夏の暑さを感じる季節となつてまいりました。令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から緊急事態宣言が政府より発表され、みなさまにおかれましても、感染防止へのさまざまなご苦労があったことと拝察いたします。そのようななか、令和元年分の確定申告を無事に終え、ほっとされておられる事と思います。

今回の確定申告では、当初の期限が3月16日だったところから新型コロナウイルスの影響で4月16日まで申告期限が延長され、現在においても同理由により申告手続きができなかった納税者に対しては柔軟な対応により期限を区切らず確定申告を受け付けている状況ではありますが、4月16日時点での実績を報告いたします。

当会の相談件数(延べ)3,098件中、所得税及び復興特別所得税申告書提出者数2,459名、消費税申告書提出件数206名という実績でした。

毎年実施しております電子申告ですが、今回の結果は所得税及び復興特別所得税の申告で1,718名(うち派遣税理士による電子申告(以下、代理送信)が1,118名、マイナンバーカードによる電子申告(以下、本人送信)は600名)となり、消費税102名(うち代理送信83名、本人送信19名)となりました。所得税及び復興特別所得税申告書提出件数の約70%が、消費税申告書提出件数の約50%が電子申告をおこなったこととなります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告において、青色申告特別控除65万円の適用を受けておられた方も、令和2年分より更に一定の要件が加わることとなり、電子申告の必要性が増してくるものと思われます。当会では、本人送信にご協力いただいた会員の方には送信完了時粗品を贈呈しております。この機会に是非マイナンバーカードを取得され、本人送信にチャレンジしてみてもは如何でしょうか?詳しくは後に発行する情報誌面かご案内チラシを発行予定ですので、そちらをご参考をお願いいたします。

新型コロナ対策事業者支援窓口のご紹介

持続化給付金

(1) 持続化給付金とは?

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えする目的で事業全般に広く使える給付金を最大で100万円支給。

(2) 支給対象の主な要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同比50%以上減少している事業者。さらに、2019年以前から事業による収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

■給付額の算定事例

給付金額の算定例1) 青色申告の場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年	40	20	20	13								

2019年の年間事業収入: 300万円

2019年4月の月間事業収入: 30万円

2020年4月の月間事業収入: 13万円

2019年4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

144万円=300万円-13万円×12

144万円>100万円(上限額)

給付額 100万円

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570 (土曜日を除く8:30~19:00)

第29回 定時社員総会 審議事項

審議事項

第1号議案 令和元年度 計算書類の承認に関する件

◆ 令和元年度 正味財産増減計算書 (抜粋) ◆

【第24期】 自：平成31年4月1日 至：令和2年3月31日

科 目	当年度	前年度	増 減
(1) 経常収益	67,322,945	69,149,583	▲1,826,638
①基本財産運用益	500	760	▲260
②受取入会金	48,000	46,000	2,000
③受取会費	53,474,000	55,720,000	▲2,246,000
④事業収益	12,351,482	12,158,300	193,182
⑤雑収益	1,448,963	1,224,523	224,440
(2) 経常費用	68,916,779	63,007,719	5,909,060
①事業費	53,142,152	50,869,814	2,272,338
②管理費	13,820,789	12,137,905	1,682,884
当期経常増減額	▲1,593,834	6,141,864	▲7,735,698
当期経常外増減額	▲1,593,835	0	
租税公課 (法人税等)	232,900	74,500	
当期一般正味財産増減額	▲1,826,735	6,067,364	▲7,894,099
正味財産期末残高	66,188,409	68,015,144	▲1,826,735

◆ 財産目録 (抜粋) ◆

令和2年3月31日 現在

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
現金	351,462	未払金	614,982
支部現金	328,765	前受金	1,224,000
普通預金	52,090,058	預り金	6,245,292
郵便振替	5,219,650	III 正味財産の部	
貯蔵品	54,432	一般正味財産	66,188,409
前払費用	359,550	指定正味財産	0
仮払金	0	負債及び	
定期預金	5,000,000	正味財産合計	74,272,683
記念事業積立金	8,500,000		
その他固定資産	2,364,566		
出資金	4,200		
資産合計	74,272,683		

定時社員総会 報告事項

令和元年度 事業の報告 (抜粋)

令和元年度は、公益法人設立第24期目、そして一般社団法人としては7年目にあたり、健全な納税者の団体として会員及び税務当局から信頼され、かつ、評価される公益活動を積極的に展開し、申告納税制度の発展と納税道義の高揚に努め、地域社会に貢献する事業活動を展開してまいりました。

特に、所得税の青色申告特別控除65万円制度適用者増加のために、複式簿記の記帳指導や会計ソフトブルーリターンAの普及に努め、各種研修会及び指導を行い、決算申告を通して適正申告の推進に努めてまいりました。

令和2年度 事業計画 (抜粋)

I 基本活動 (抜粋)

一般社団法人として、第25期目の会活動基本方針は、これまでの活動を踏まえ、公益事業を積極的に展開して、申告納税制度の健全な発展と納税道義の高揚に努め、事業経営の更なる発展を通じて地域社会に寄与するとともに、組織の基盤を確立する。

II 事業計画 (抜粋)

地域に密着した活発な活動を通じて、一人でも多くの方々に青色申告会を知っていただき、利用していただくことにより、税に対する知識の高揚に努め、楽しい活動を通じて会員相互の親睦を図り、会員・役員の連携により会員増強を行い、部会からの要請により指導・研修等を行い、部会の活性化、組織の充実を図っていく。

令和2年度 収支予算書 (抜粋)

【第25期】 自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	令和2年度予算	令和元年度予算	科 目	令和2年度予算	令和元年度予算
I 一般正味財産増減の部			当期経常増減額	75,000	300,000
1. 経常増減の部			2. 経常外増減の部		
(1) 経常収益	70,200,300	67,310,000	(1) 経常外収益	0	0
①基本財産運用益	500	1,000	(2) 経常外費用	0	0
②受取入会金	46,000	46,000	当期経常外増減額	0	0
③受取会費	54,700,000	54,000,000	租税公課	75,000	300,000
④事業収益	13,728,000	11,862,000	当期一般正味財産増減額	0	0
⑤雑収益	1,725,800	1,401,000	II 指定正味財産増減の部		
(2) 経常費用	70,125,300	67,010,000	指定正味財産期首残高		
①事業費	54,588,060	50,849,000	指定正味財産期末残高		
②管理費	13,869,100	13,150,000	III 正味財産期末残高	66,188,409	68,015,144

令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告より 青色申告特別控除額が改正されます。

◆青色申告特別控除65万円を受けるための要件◆

時期	令和元年分 確定申告まで	令和2年分 確定申告から
特別 65 万円 の 青色 申告 の 要件	(1) 正規の簿記の原則で記帳（複式簿記） (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ+ ① e-Taxによる申告（電子申告） 又は ② 電子帳簿保存

※書面提出の方は、青色申告特別控除額が10万円少ない55万円となります。

（電子帳簿保存の承認申請書を提出している方は青色申告特別控除額が65万円となります）

電子申告の当会の取扱いについて

①電子申告をする方法

㊦ 代理送信

青色申告決算書、確定申告書等の下書きを準備し、指導を受けて後日派遣税理士により電子申告をする。（マイナンバーカード取得の必要はありません。）

㊦ 本人送信

令和2年8月～12月までの期間に2回記帳確認を受けてください。内容に不備な点等なければ2回目の記帳確認完了時、本人送信を行う日程の予約をお取りします。ご自身のマイナンバーカードにより予約日に電子申告をします。

②今後はマイナンバーカードによる本人送信を推奨します！

代理送信による場合、受付締切日があるため、締切までに指導を受けていただかないと、書面提出となり控除額が55万円に下がってしまいます。また、利用者識別番号等に問題があり、派遣税理士による代理送信がうまくいかなかった場合、書面提出となり、同様に控除額が下がってしまう恐れがあります。

本人送信にご協力いただいた会員の方には

送信完了時QUOカード500円を進呈しています！

●●● 個人住民税は特別徴収で納めましょう ●●●

- ◆個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）の方が、毎月の給料の支払時に所得税と同じように、給料から差し引いて徴収し、従業員の方に代わって市町村へ納入していただく制度です。
- ◆事業者（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）
- ◆神奈川県及び県内全ての市町村では、神奈川県統一基準を満たす場合のみ、普通徴収が認められます。
※神奈川県統一基準についてや、特別徴収について詳しくは、横浜市のホームページを御覧ください。

Q 従業員が少ない事業所でも特別徴収しなくてははいませんか？

A しなくてははいけません。ただし、給与の支払を受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。

Q 特別徴収している従業員が退職した場合、どのような手続きが必要ですか？

A 特別徴収により住民税を徴収している給与所得者が退職・転勤等により移動した場合、「給与支払報告（特別徴収）にかかる給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」という。）を提出してください。提出する様式はホームページからダウンロードできます。

※ 異動届出書は、異動事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター

横浜市 特別徴収

検索

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話：045-671-4471 受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日を除く）

生活習慣病（成人病）健診予定のお知らせ



今年も皆様の健康のため、病院等で行う1日健診及び1泊人間ドックと同等の検査項目での、生活習慣病（成人病）健診を実施いたします。

他にも各種「癌」の早期発見に有用な腫瘍マーカー検査（総合コース）など、他の健診施設では未実施の検査項目も採用していますので、ぜひご利用ください。

皆様の健康を、さらには従業員・パート及び家族の健康を、僅かな費用（一般料金の3割安）と短い時間（平均2時間位）で効率的に診断できます。

★実施日：令和2年8月28日（金）・29日（土）

★会場：戸塚法人会館

*** 申込締切日：令和2年7月24日（金）***

お問合せは

（一財）全日本労働福祉協会 Tel.03-5767-1713
月～金（9：00～12：00・13：00～17：00）

* 源泉所得税の納付はお済みですか？ *

源泉税の「納期の特例」の届出をされている給与支払者（事業主）は、上半期分の源泉所得税の納期限が7月10日（金）までです。

納税額がない場合でも、納付書の提出は必要ですので、お忘れのないようお願いいたします。

ご不明な点は事務局（TEL 045-881-8558）までご相談ください。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

訃報

長瀬 守親 様 栄 区
佐藤 詔二 様 戸塚区

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。

事務所夏季休暇等のお知らせ

8月12・13・14日は夏休みの為事務所の営業をお休みします。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

お詫びと訂正

5月号会報に掲載した令和元年分確定申告の経過報告のうち、消費税の電子申告件数に誤りがございました。111名ではなく正しくは101名（内訳代理送信83名、本人送信18名）となります。

4月16日時点の最終集計数は102名です。ここにお詫びして訂正させていただきます。

会の動き

◆ 予 定

8月12～14日 夏期休暇

8月28・29日 生活習慣病健診（事前申込者のみ）

編集後記



定年退職後しばらくボーと生活していたが、比較的日本語標記に近いという理由で、韓国語の勉強を始めて6年になる。（当時は今ほど日韓関係は最悪ではなかった。）

記号のようなハングル文字も基礎さえしっかり学べば楽しさに変ってくる。「語学は娯楽」と説かれた先生もいたが、実にうまいことを言ったと思う。その気持が持てなければ長くは続かないということだろう。

今から2級合格まで辿りつくのは？だけど、毎週火曜日に仲間3人と韓国人の先生に楽しみながら学んでいる。人間死ぬまで勉強というのが、私の娯楽は当分終りそうにない。

広報委員 鈴木 繁